

松江市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市の所掌する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が250万円以上の請負工事とし、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに行うものとする。ただし、維持修繕工事等で財政部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年3月31日松江市規則第59号）第29条2項にもとづく検査命令により検査を行う者（以下「検査官」という。）並びに松江市建設工事等監督要領に定める総括監督員及び監督員とするものとする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、工事ごとに独立して行い、様式第1号の工事成績採点表に記載するものとする。ただし、建築工事にかかる評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。
 - 3 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
 - 4 検査官である評定者は、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。又、総括監督員及び監督員である評定者は、竣工検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。
 - 5 竣工検査を実施したとき、監督員は工事成績採点表に評定点を記入し総括監督員に提出し、総括監督員は前記の工事成績採点表に評定点を記入し検査官に提出し、検査官は監督職員から提出された工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査調書に添付するものとする。
 - 6 総合評価方式により入札を行った工事で、減点の必要がある場合は、考査項目「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

(工事成績採点表の提出等)

第5条 検査官である評定者は、検査後遅滞なく、工事成績採点表（正）を検査復命書に添付し、工事成績採点表（写）を当該工事を担当する主管部長等に送付するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第6条 財政部長は、竣工検査復命書の報告があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第2号の工事成績評定通知書により通知するものとする。
- 2 工事成績評定通知書には、当該工事項目別評定点表（様式第4号）を添付するものとする。

(評定の修正)

第7条 工事目的物の引渡し後、瑕疵担保期間中に事故等による瑕疵が判明し、評定を修正する必要がある場合は、評定を修正する。財政部長は、その修正した評定結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は、第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面(様式第5号)により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 財政部長は、前項による説明を求められた時は、書面(様式第6号)により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6条又は、第7条の通知において明らかにするものとする。

(評定結果の公表)

第9条 評定結果は、松江市工事成績評定点通知公表実施要領により、速やかに公表するものとする。

(松江市工事成績評定点通知公表実施要領)

第10条 松江市工事成績評定点通知公表実施要領については、別紙4によるものとする。

(評定書の保管)

第11条 採点表は契約検査課で保管する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

考 査 項 目 に つ い て

松江市の所掌する請負工事の成績については下記の審査項目について工事成績を評定し評定点を決めている。

考 査 項 目	細 別	内 容
1. 施工体制	I 施工体制一般	・ 施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者等	・ 現場代理人、主任（監理）技術者の技術的判断と職務の執行に関しての評価
2. 施工状況	I 施工管理	・ 施工計画書と現場の施工方法等の一致、日常の出来形・品質・工事写真管理等を的確に実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・ 工程表の内容が検討され、日常的に工事進捗が把握されているかの評価
	III 安全対策	・ 災害防止協議会等を設置し、また、安全教育等の確に実施し、記録が整備されているかどうかの評価
	IV 対外関係	・ 関係官公庁等の関係機関と調整、地元との調整が適切に実施しているかの評価
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・ 出来形管理結果についての評価
	II 品質	・ 品質管理のプロセス及び結果についての評価
	III 出来ばえ	・ 構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
4. 工事特性	施工条件への対応	・ 工事全体を通して他の類似工事に比べて厳しい自然地盤条件、都市部等の作業環境・社会条件、構造物の特殊性、長期工期の安全確保等を必要とした工事を評価
5. 創意工夫	創意工夫	・ 施工関係と仮設工関係、品質関係、安全衛生関係、施工管理関係、その他について創意工夫と企業努力等の評価
6. 社会性等	地域への貢献等	・ 現場見学会等を実施、清掃活動や地域との交流に参加、災害時等に地域への援助・救護活動、技術講習会等の開催・参加、その他の企業努力等を評価
7. 法令遵守等		・ 各種法令違反等
8. 総合評価技術提案	履行確認	・ 履行、不履行の評価

考查項目別運用表

工事成績の評定について

1. 評定基準及び工事総評

総 評	優 良	良 好	普 通	基 準 内
評定点合計	100～80	79～73	72～65	64～

松江市工事成績評定点通知公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市の所掌する建設工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、松江市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2条に規定された評定の対象工事とする。

(評定点の通知及び公表)

第3条 財政部長は、検査官である評定者から竣工検査の工事成績採点表が提出された後、当該工事の受注者に速やかに書面により通知するものとする。

- 2 通知した内容は、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、閲覧に供する期間は、工事完了年度を含め2年度とする。
- 3 評定要領第7条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、財政部長に評定点について、説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、財政部長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 財政部長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

- 2 財政部長は、前項の回答をする場合、松江市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の松江市工事成績評定評価委員会は別紙5に定める規定に基づき設置するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

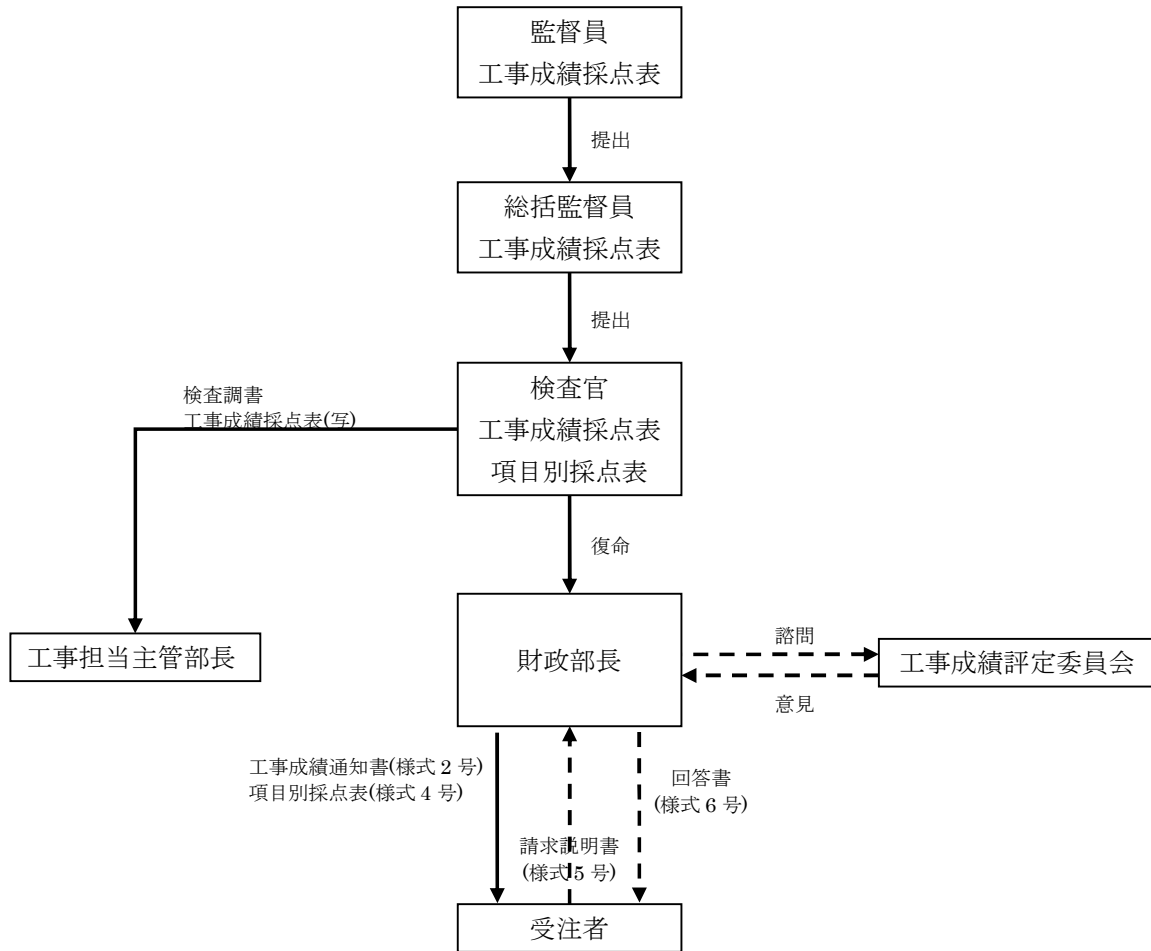
附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

工事成績通知フロー



松江市工事成績評定評価委員会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、本庁に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 財政部長が検査官を指定する工事で松江市工事成績評定要領に基づき通知された評定点について受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知にかかる事項
- (3) その他工事成績評定の運用にかかる事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は次のもので構成する。

- (1) 次長（技術）
 - (2) 契約検査課長
 - (3) 建設工事監理室長
 - (4) 当該工事を所掌する当該課長
 - (5) 当該工事を担当する当該総括監督員
 - (6) 当該工事担当検査官
- 2 委員長は、次長（技術）とする。
- 3 契約検査課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は建設工事監理室が行う。

附 則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成25年4月1日から施行する。

工事成績評定に係る説明請求の手続について

第1 対象工事

原則として1件の請負金額250万円以上の請負工事。

第2 説明請求

1 説明請求ができる者

工事成績評定結果の通知を受理した者で、当該工事成績評定結果に対して疑問又は不服がある者は、当該工事成績評定結果の通知をした者（以下「通知をした者」という）に対して説明を求めることができる。

2 説明請求の方法

説明の請求は、工事成績評定結果の通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、書面により、通知をした者に対して行うことができるものとする。

3 説明請求への回答

説明の請求があった場合は、通知をした者は説明を請求することができる最終日の翌日から起算して14日（閉庁日を含まない）以内に回答書により回答するものとする。

ただし、説明請求件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

4 説明請求の却下

通知をした者は、説明請求期間の経過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

5 説明請求についての教示

通知をした者は、説明請求ができる旨の教示を工事成績評定結果の通知書において行うものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

上記第2のうち1から3に係る手続については、工事成績評定結果の通知書において明示するものとする。